

第 233 回長野県内水面漁場管理委員会 資料

資料 1

遊漁規則の変更について

1 ページ ~

資料 2

長野県漁業調整規則の改正について

19 ページ ~

資料 3

野尻湖における逸出魚の監視について

20 ページ ~



漁業協同組合における遊漁料等について

【調査方法】

地域振興局を通じて県内 30 漁協に調査を依頼（令和元年 8 月）
28 漁協からの回答を集計（令和元年 9 月）

【結果】

1 コンビニエンスストアにおける遊漁券の取扱いについて

- | | |
|-----------------------------|---|
| (1) 管内コンビニエンスストア数（漁協への聞取り数） | 627 店 |
| (2) 上記のうち遊漁券を取り扱っている店舗数 | 271 店舗（43.2%） |
| (3) 今後、遊漁券取扱店舗を増やす予定がある漁協数 | 13 漁協 |
| (4) 具体的な時期 | 令和元年度中目途 4 漁協
令和2年度中目途 3 漁協
その他随時 |

2 インターネットによる遊漁券の販売について

- | | |
|----------------------------------|--------------------------------------|
| (1) インターネットによる販売導入済み漁協数 | 2 漁協（6.5%） |
| (2) インターネットによる販売導入時期 | 平成 29 年 4 月 1 漁協
平成 30 年 4 月 1 漁協 |
| (3) 今後、インターネットによる販売を導入する予定がある漁協数 | 3 漁協（10%） |
| (4) 具体的な時期 | 3 漁協とも未定 |

3 遊漁料について（消費税 5% 当時の値上げの実施状況）

- | | |
|-----------------|-------|
| (1) 値上げを実施した漁協数 | 15 漁協 |
|-----------------|-------|

4 遊漁者への主な情報提供及び周知方法（複数回答）

- | | |
|--------------|--|
| (1) 漁協ホームページ | 19 漁協 |
| (2) 遊漁券販売所 | 24 漁協 |
| (3) チラシ等の配布 | 10 漁協 |
| (4) 看板の設置 | 13 漁協 |
| (5) 特に行っていない | 1 漁協 |
| (6) 上記以外の方法 | 県漁連ホームページ、地元宿泊施設による情報発信、
地元新聞への掲載、自動券売機の設置、Facebook |

232 回内水面漁場管理委員会での遊漁料に関する質問について

回答保留となっていた質問について、水産庁に問い合わせた。

【質問1】 税込み金額の遊漁料を消費税 10%へ値上げ後も据え置く場合、遊漁規則上の遊漁料の金額は変わらないが、実質の遊漁料は値下げとなる。これは遊漁規則変更の手続きが必要な遊漁料の変更に当たるか。

【回答1】 水産庁 遊漁規則の変更は必要ない。

遊漁料として記載された金額を変えないのであれば、記載のない消費税分の内訳が変わるとしても規則変更は不要。

【質問2】 オンライン販売やコンビニ販売に係る手数料や経費を遊漁料に転嫁することはよいか。漁業法 129 条 5 の 2 にある「水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する経費」に含まれると考えてよいか。

【回答2】 水産庁 遊漁券販売に係る経費が遊漁料に含まれることは問題ない
漁業法 129 条 5 の 2 の「漁場の管理に要する経費」に該当する。

事務局補足

委員会での質問「オンライン販売のシステムの運用費用が増殖費用と認められるか」については、水産庁の見解から「増殖費用」とは認められないが、「漁場の管理に要する経費」であるので、遊漁料として遊漁者にも負担いただく費用である。

(参考) 漁業法 129 条 5 の二

遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する経費の額に比して妥当なものであること

遊漁規則の変更認可申請一覧

No.	漁業協同組合	変更申請内容	改正前	改正案	施行日
1	志賀高原	(1) 遊漁承認証の様式の改正	様式第1号 様式第2号	様式第1-1号 様式第1-2号 様式第2-1号 様式第2-2号	令和2年 4月16日
		(2) 遊漁料の額の変更	いわな 1日 500円 1年 3,000円	いわな 1日 550円 1年 3,300円	
2	上小	遊漁料の額の変更	あゆ 1日 2,160円 1年 12,900円	あゆ 1日 2,200円 1年 13,000円	令和2年 1月1日
			あゆ以外 1年 6,400円	あゆ以外 1年 6,500円	
			中学生及び 身体障害者 あゆ 1日 2,160円	中学生及び 身体障害者 あゆ 1日 2,200円	
			あゆ以外の延縄 1年 5,400円	あゆ以外の延縄 1年 5,500円	

遊漁規則変更認可申請書

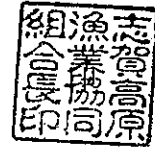
令和元年10月3日

長野県知事 阿部 守一 様

下高井郡山ノ内町大字平穏7148番地

志賀高原漁業協同組合

組合長理事 児玉 英二



平成25年12月6日付長野県指令25園畜第897号の22で認可のあつた内共第9号第5種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、認可してください。

(添付書類)

- 1 変更理由書
- 2 遊漁規則新旧対照表
- 3 変更遊漁規則
- 4 当該規則の変更を議決した総会の議事録謄本

志賀高原漁業協同組合内共第9号第5種共同漁業権遊漁規則 変更理由

1 オンライン販売（つりチケ）の遊漁承認証の様式の改正

（変更理由）

オンライン販売を導入するのは、売上増のために新しい遊漁者、特に若者の遊漁者を増やすこと、同時に時間帯が早くて買えなかった等の遊漁者を減らし収入増へつなげることを目的としています。オンライン販売という新しい販売方法であることから、現行の遊漁承認証を様式第1-1号、1-2号及び様式第2-1号、2-2号と改正します。

2 遊漁料の値上げ

（変更理由）

- ・遊漁券販売方法の拡充のため、これまでの販売方法に加え、オンラインチケット販売を導入するため職員の事務量が増える。
- ・産卵場造成箇所を増やしたり、案内看板を充実させる。
- ・漁場管理や増殖のための経費が値上がりしている。
- ・これらの釣り場の充実及び利便性の向上のための費用がかかる。

以上のことから遊漁料の値上げをするものです。

志賀高原漁業協同組合内共第9号第5種共同漁業権遊漁規則

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)</p> <p>第2条 漁場の区域内において遊魚をしようとする者は、あらかじめ組合に又はオンライン販売(つりチケ)により申請し、その承認を受けなければならぬ。</p> <p>2~3 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第7条 第2条第3項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)</p> <p>第2条 漁場の区域内において遊魚をしようとする者は、あらかじめ組合に口頭で申請してその承認を受けなければならない。</p> <p>2~3 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第7条 第2条第3項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。</p>

魚種	承認期間	遊漁料
いわな	1 日	550円
	1 年	3,300円

2 前号の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。ただし、オンライン販売（つりチケ）においては身体障害者の割引は適応されない。

区分	遊漁料
中学生以下の者	無料
身体障害者	前項に規定する額の2分の1に相当する額

3 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1-1号、第1-2号、又は別記様式第2-1号、第2-2号の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 (略)

第9条 (略)

魚種	承認期間	遊漁料
いわな	1 日	500円
	1 年	3,000円

2 前号の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。

区分	遊漁料
中学生以下の者	無料
身体障害者	前項に規定する額の2分の1に相当する額

3 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号又は様式第2号の漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 (略)

第9条 (略)

2~3 (略)

第10条 (略)

第11条 (略)

2~3 (略)

第10条 (略)

第11条 (略)

(様式第 1-1 号) 遊漁承認証 (日釣券)

表

遊漁承認証

日釣券

No. / 年

約月日 日曜日

下記のとおり遊漁を承認します。

氏名 いわな

魚種 年釣

漁具・漁法 志賀高原漁業協同組合管内

遊漁区域 550 Fl (税込)

遊漁料 550 円

発行年月日 年 月 日

志賀高原漁業協同組合

No. 日釣券 (控え)

年 月 日

発行年月日

氏名 550 円 (税込)

遊漁料

販売店名 (店名)

裏

注 意 事 項

○

1. 全長 20cm 以下の魚 (20cm 成ひ) が釣れた場合は必ずリリースし、遊漁料を戻していただく必要があります。20cm 以下の魚をリリースした場合は全ての魚を返却します。
2. 遊漁料の戻しに注意し、その規定を守ること。
3. 他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
4. 遊漁監視員の指示に従わなければならない。
5. 遊漁期間は、4月16日から 8月30日までとする。
6. 遊漁者は、この規則に違反した場合は、遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒絶する。この場合は既に納付した遊漁料の払い戻しはしない。
7. 日釣券において、特定の区域の釣獲は認められていない。
8. 釣獲は必ず下取りすること。
9. 釣り場にて遊漁料の取扱は異なります。
10. 日釣り券は足場い遊漁に適用して下さい。

志賀高原漁業協同組合

(様式第 1 号) 遊漁承認証 (日釣券)

表

No. 遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認します。

記

遊漁者	住所
氏名	年齢

承認期間 漁 種

漁具・漁法 遊漁区域

遊漁料 発行年月日

発行者 志賀高原漁業協同組合 印

裏

注 意 事 項

- 1 適当な距離をお互いに保つこと。
- 2 止むを得ないときは水の中に人ならないこと。
- 3 全長 20センチメートル以下の魚は釣ってはならない。
- 4 諸種の標識に注意し、その規定を守ること。
- 5 他の者の迷惑になる行為をしてはならない。
- 6 漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 7 遊漁期間は、4月16日から 8月30日までとする。
- 8 禁漁期間又は禁漁区域で遊漁してはならない。
- 9 遊漁者は、この規則に違反したときは、遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒絶する。この場合既に納付した遊漁料の払い戻しはしない。
- 10 日、指定日のないものは無効です。
- 11 ゴミは必ず持ち帰ること。
- 12 漁場にては遊漁料の取扱は異なります。

(様式第 1-2号) オンライン販売による遊漁承認証 (日釣券)

(新設)

遊漁承認証		122223	
日 釣 券			
年 /			
住 氏	所 名	セキュリティコード	
遊 漁 料 金	550円 (税込み)		
取 扱 者	志賀高原漁業協同組合		
魚 種	いわな		
漁具/漁法	竿 釣		
遊 漁 区 域	志賀高原漁業協同組合管理区域内		
<p>注意事項</p> <p>1. 本証は以下の漁 (10mm以内) が解禁された日より有効です。2023年の解禁は以下のとおりです。2024年の解禁は別途お知らせいたします。</p> <p>2. 本証の有効期間は1月1日から3月31日までです。3月31日以後は有効ではありません。</p> <p>3. 本証の有効期間中に発生した釣獲物の処理は、本証の発行元である志賀高原漁業協同組合に連絡してください。</p> <p>4. 本証の有効期間中に発生した釣獲物の処理は、本証の発行元である志賀高原漁業協同組合に連絡してください。</p> <p>5. 本証の有効期間中に発生した釣獲物の処理は、本証の発行元である志賀高原漁業協同組合に連絡してください。</p> <p>6. 本証の有効期間中に発生した釣獲物の処理は、本証の発行元である志賀高原漁業協同組合に連絡してください。</p> <p>7. 本証の有効期間中に発生した釣獲物の処理は、本証の発行元である志賀高原漁業協同組合に連絡してください。</p> <p>8. 本証の有効期間中に発生した釣獲物の処理は、本証の発行元である志賀高原漁業協同組合に連絡してください。</p> <p>9. 本証の有効期間中に発生した釣獲物の処理は、本証の発行元である志賀高原漁業協同組合に連絡してください。</p> <p>10. 本証の有効期間中に発生した釣獲物の処理は、本証の発行元である志賀高原漁業協同組合に連絡してください。</p>			
No.			

(様式第2-1号) 遊漁承認証 (年釣券)

表

裏

遊漁承認証	
年釣券	
No.	年
釣り年度	年
志賀高原漁業協同組合	
下記のとおり遊漁を承認します。	
遊漁者 氏名	住所
承認期間 年 月 日	年 月 日
魚種 いわな	年 月 日
漁具・漁法 竿釣	年 月 日
遊漁区域 志賀高原漁業協同組合管理区域内	年 月 日
遊漁料 3,300円(税込)	年 月 日
発行年月日	年 月 日
発行者 志賀高原漁業協同組合	年 月 日
No. 年度年釣券(控)	
発行年月日	年 月 日
遊漁者 氏名	住所
遊漁料 3,300円(税込)	年 月 日
販売店名 (控え)	

<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全長20センチメートル以下の魚(魚は含む)が釣れた場合は必ずリリースし、捕獲、持ち帰ってはならない。20センチ以下の魚を所持していた場合は全ての魚を回収します。 2. 諸種の標識に注意し、その規定を守ること。 3. 他の者の迷惑になる行為をしてはならない。 4. 遊漁監視員の指示に従わなければならない。 5. 遊漁期間は、4月16日から9月30日までとする。 6. 遊漁者は、この規則に違反したときは、遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒絶する。この場合は既に納付した遊漁料の払い戻しはしない。 7. 指定日記載のないものは無効です。 8. ゴミは必ず持ち帰ること。 9. 釣り場にて遊漁料の取扱は致しません。 10. 釣券は見やすい箇所に携帯して下さい。 	<p style="text-align: center;">志賀高原漁業協同組合</p>
--	--

(様式第2号) 遊漁承認証 (年釣券)

表

裏

遊漁承認証	
No.	
下記のとおり遊漁を承認します。	
遊漁者 住所	年齢
氏名	年齢
承認期間	年 月 日
魚種	年 月 日
漁具・漁法	年 月 日
遊漁区域	年 月 日
遊漁料	年 月 日
発行年月日	年 月 日
発行者	年 月 日
志賀高原漁業協同組合 印	

注意事項	
1 適当な距離をお互いに保つこと。	2 止むを得ないときのほかは水中に入らないこと。
3 全長20センチメートル以下の魚は釣ってはならない。	4 諸種の標識に注意し、その規定を守ること。
5 他の者の迷惑になる行為をしてはならない。	6 遊漁監視員の指示に従わなければならない。
7 遊漁期間は、4月16日から9月30日までとする。	8 禁漁期間又は禁漁区域で遊漁してはならない。
9 遊漁者は、この規則に違反したときは、遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒絶する。この場合に既に納付した遊漁料の払い戻しはしない。	10 日、指定日のないものは無効です。
11 ゴミは必ず持ち帰ること。	12 漁場にては遊漁券の取扱は致しません。

(様式第2-2号) オンライン販売による遊漁承認証 (年釣券)

(新設)

遊漁承認証		写真
年釣券		セキュリティコード
年		
4/16~9/30		
住所氏名		
遊漁料金	3,300円(税込み)	
取扱者	志賀高原漁業協同組合	
魚種	いわな	
漁具/漁法	竿釣	
遊漁区域	志賀高原漁業協同組合管理区域内	
<p>注意事項</p> <p>1. 本券20cm以下の魚(10cm未満)が釣れた場合は必ずリリースし、戻し、有効期間が満了するまで、20cm以下の魚を所持してはならない。</p> <p>2. 本券は有効期間中に限り、1回のみ使用可能である。</p> <p>3. 本券は有効期間中に限り、1回のみ使用可能である。</p> <p>4. 本券は有効期間中に限り、1回のみ使用可能である。</p> <p>5. 本券は有効期間中に限り、1回のみ使用可能である。</p> <p>6. 本券は有効期間中に限り、1回のみ使用可能である。</p> <p>7. 本券は有効期間中に限り、1回のみ使用可能である。</p> <p>8. 本券は有効期間中に限り、1回のみ使用可能である。</p> <p>9. 本券は有効期間中に限り、1回のみ使用可能である。</p> <p>10. 本券は有効期間中に限り、1回のみ使用可能である。</p>		
		No.



(様式第8号)

遊漁規則変更認可申請書

1 上小漁発 第40号
令和元年10月21日

長野県知事
阿部守一様

上田市常田1丁目2番16号
上小漁業協同組合
代表理事組合長 松田 耕治



平成26年2月28日付け長野県指令25園畜第1248-1号で
認可のあった内共第1号第5種共同漁業権に係る遊漁規則を一部変更
したいので認可してください。

添付書類

- 1 遊漁規則改正新旧対照表
- 2 変更しようとする理由
- 3 議決したときの総代会議事録写し
- 4 改正後の遊漁規則

1 遊漁規則改正新旧対照表

改 正 案				現 行			
第7条 第2条第4項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、700円を付加した額とする。				第7条 第2条第4項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、700円を付加した額とする。			
(1)竿釣による遊漁の場合				(1)竿釣による遊漁の場合			
魚種	承認期間	改正遊漁料(案)		魚種	承認期間	現行遊漁料	
あゆ	1日	2,200円		あゆ	1日	2,160円	
	1年	13,000円			あゆ以外の魚種	1年	12,900円
あゆ以外の魚種	1日	1,300円		あゆ以外の魚種		1日	1,300円
	1年	6,500円			あゆ以外の魚種	1年	6,400円
(2)全号の規定にかかわらず竿釣りの場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は右欄に掲げるとおりとする。				(2)全号の規定にかかわらず竿釣りの場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は右欄に掲げるとおりとする。			
区分	改正遊漁料(案)			区分	現行遊漁料		
小学生以下の者	無料			小学生以下の者	無料		
中学生及び身体障害者	あゆ	1日	2,200円	中学生及び身体障害者	あゆ	1日	2,160円
		1年	前号に規定する額の2分の1相当額ただし、組			中学生及び身体障害者	1年

			合の承認を受けた者に限る。				合の承認を受けた者に限る。
	あゆ以外の魚種	無料 ただし、身体障害者は、承認期間1年の者とし、組合の承認を受けた者に限る。			あゆ以外の魚種	無料 ただし、身体障害者は、承認期間1年の者とし、組合の承認を受けた者に限る。	
(3) 第1号以外の遊漁の場合				(3) 第1号以外の遊漁の場合			
魚種	遊具・漁法	承認期間	改正遊漁料(案)	魚種	遊具・漁法	承認期間	現行遊漁料
あゆ以外の魚種	延縄	1年	5,500円	あゆ以外の魚種	延縄	1年	5,400円

2 変更しようとする理由

漁業権遊漁規則

- ・遊漁料の金額について令和元年10月1日付け消費税法の一部改正に伴い、令和元年度分の遊漁料から消費税額8%を10%にするため、令和2年1月1日付けで遊漁規則を改正したい。
- ・現行の本体相当価格×110/100に上げることを基本とする。
- ・原則として100円未満は切り捨てとする。
- ・1年券については、遊漁者の負担を押さえるため「100円または200円」値引きをし、それぞれ100円の値上げに留める。

(1)「竿釣による遊漁の場合」

魚種	承認期間	前回遊漁料	現行遊漁料	改正遊漁料(案)	本体相当価格
あゆ	1日	2,100円 $2,000 \times 1.05$	2,160円 $2,000 \times 1.08$	2,200円 $2,000 \times 1.10$	2,000円
	1年	12,600円 $12,000 \times 1.05$	12,900円 端数60円を切り捨てた。 $12,000 \times 1.08 = 12,960$	13,000円 遊漁者の負担増を軽減するため200円値下げする。 $12,000 \times 1.10 = 13,200$	12,000円

魚種	承認期間	前回遊漁料	現行遊漁料	改正遊漁料(案)	本体相当価格
あゆ	1日	1,260円 $1,200 \times 1.05$	1,300円 端数の96円を切り上げた。	1,300円 端数の20円を切り捨てる。 $1,200 \times$	1,200円

以 外 の 魚 種			1,200× 1.08=1,296	1.10=1,320	
	1 年	6,300 円 6,000×1.05	6,400 円 端数の 80 円 を切り捨て た。 6,000× 1.08=6,480	6,500 円 遊漁者の負担 増が大きい ので、100 円 値下げする。 6,000× 1.10=6,600	6,000 円

遊漁料の審査基準 (平成21年12月28日農政部長通知)

(1) 共通事項

ア 承認期間1年の遊漁料の額について

「あゆ」については、「申請者である漁業協同組合の組合員負担額（賦課金及び行使料等の合計、以下組合員負担額と記す）」の2.7倍以内の額であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。組合員負担額の2.7倍を超える額については、申請者である漁業協同組合の経営状況、増殖計画等を勘案して審査する。

「あゆ以外の魚種」については、組合員負担額の2.1倍以内の額であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。組合員負担額の2.1倍を超える額については、申請者である漁業協同組合の経営状況、増殖計画等を勘案して審査する。

イ 承認期間1日の遊漁料の額について

対象魚種にかかわらず、年間券の額の4分の1以内の額であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。年間券の額の4分の1を超える額については、申請者である漁業協同組合の漁場区域の大きさ、採捕期間等を勘案して審査する。

(2) 個別事項

共通事項に記載されていない事項については、申請ごとに審査する。

この審査基準は、平成21年12月22日から施行する。この審査基準の施行前に認可した遊漁料については、なお従前の例による。

現場付加金の指導基準 (平成23年8月1日農政部長通知)

(1) 現場付加金の性格

現場付加金とは、漁場監視員の遊漁料徴収手当（危険手当、不快手当等）の対価である。

(2) 現場付加金の設定及び変更を行う場合は次によること。

ア 現場付加金は、遊漁規則に規定すること。

イ 現場において徴収できる遊漁料は、日釣料金のみとする。

ウ 額は、1,000円を限度とする。

なお、額の設定は、各漁業協同組合の実情及び漁場の状況を勘案し行うものとする。

エ 設定及び変更（増額する場合に限る。）に当たっては、現行の遊漁料納付場所について見直しを行う等、遊漁者が遊漁料を納付しやすい体制の整備を図ること。具体的には、以下のような措置をとるよう努めること。

(ア) 遊漁券販売所の増設、販売時間の見直しを行うこと

(イ) 原則として、早朝、深夜でも遊漁券を購入できる遊漁券販売所を設置すること

(ウ) 現場付加金の設定等について、遊漁者に周知すること

この指導基準は、平成23年8月1日から施行する。

この審査基準の施行前に認可した遊漁規則における現場付加金については、なお従前の例による。

長野県漁業調整規則の改正について

平成30年に改正漁業法が成立し、令和2年夏の施行に向けて国、都道府県では準備を進めている。

これに伴う制度変更により、都道府県は漁業調整規則を全面改正し、法の施行に合わせて施行することとなっている。

これまで海面と内水面にはそれぞれ漁業調整規則があったが、今回の改正で1本化したものとなる。海面がない長野県も、全国に合わせた形に改正するが、海面部分の規則がないため、規制に関しては現行の規則から大きく変わる部分はない見込み。

主な変更点

- ・漁業権関連の手続き規定（現行規則第4条）の削除
- ・様式の削除
- ・漁業許可について適格性規定の新設
- ・場所の指定に緯度経度表記を導入

スケジュール（協議、審査等にかかる時間により変わる可能性がある）

水産庁	県	内水面漁場管理委員会
	改正案作成	
事前協議 10～11月	法規審査 10月～	
	諮問	委員会（次回）
	答申	
審査（約1か月）	認可申請 R2年3～4月	
	認可 4～5月	
	公布（県報登載） 6～7月	
	施行（法施行と同時） 7月～9月	

令和元年度 野尻湖から関川等へのコクチバス・オオクチバス逸出確認調査

長野県内水面漁場管理委員会 事務局

1 目的

逸出防止措置が施されている野尻湖から池尻川、農業用水路及び関川へオオクチバス、コクチバスが逸出していないか確認する。

平成30年11月22日の調査において、調査地点F：関川（池尻川合流点 付近）でコクチバスが2尾採捕された。このことを報告した第231回委員会（12月14日開催）で、残存個体があった場合、関川で再生産し定着する可能性があるため、通常の調査（夏・秋）を待たずに産卵期前にも調査を行った方が良いとの意見を踏まえ、令和元年度は6月にも調査を行う。

2 調査日

- (1) 第1回目 令和元年6月20日（木） 調査地点：A～H
 (2) 第2回目 令和元年8月22日（木） 調査地点：A～E
 令和元年9月6日（金） 調査地点：F～H

3 調査地点（図1参照）

地点	水系	水域の詳細	備考
A	池尻川	逸出防止装置施設 下流	
B	御小屋用水	同上	野尻土地改良区 所管
C	小丸山用水	同上	同上
D	池尻川	赤川合流点 上流	北信漁協 管内
E	池尻川	関川合流点 上流	北信漁協 管内
F	関川	池尻川合流点 付近	関川水系漁協管内
G	関川	国道18号の橋 付近	関川水系漁協管内
H	関川	池尻川発電所調整池からの 流出水合流点	関川水系漁協管内

4 調査方法

採捕には電気ショッカーを用いた。パルス、電圧は調査水域の状況によって適宜調整し、特に稚魚の採捕に留意して調査を行った。

5 調査機関

(1) 第1回目調査

調査地点AからCの調査は北信漁業協同組合1名及び野尻湖漁業協同組合1名の立ち会い、調査地点D及びEの調査は北信漁業協同組合1名の立ち会いのもと、長野県水産試験場2名及び長野県内水面漁場管理委員会事務局（長野県農政部園芸畜産課水産係）2

名の計 4 名で行った。調査地点 F から H の調査は関川水系漁業協同組合 1 名の立ち合いのもと、長野県水産試験場及び長野県内水面漁場管理委員会事務局（長野県農政部園芸畜産課水産係）の 4 名に新潟県農林水産部水産課 2 名を加えた計 6 名で行った。

(2) 第 2 回目調査

降雨及び河川の状況から、調査は A から E を 8 月 22 日、F から H を 9 月 6 日に実施した。

調査地点 A から C の調査は北信漁業協同組合 1 名及び野尻湖漁業協同組合 1 名の立ち会い、調査地点 D 及び E の調査は北信漁業協同組合 1 名の立ち会いのもと、長野県水産試験場 2 名及び長野県内水面漁場管理委員会事務局（長野県農政部園芸畜産課水産係）2 名の計 4 名で行った。

調査地点 F から H の調査は関川水系漁業協同組合 2 名の立ち会いのもと、長野県水産試験場 2 名及び長野県内水面漁場管理委員会事務局（長野県農政部園芸畜産課水産係）2 名、新潟県農林水産部及び内水面水産試験場 4 名の計 8 名で実施した。

6 採捕状況

A：池尻川（逸出防止装置施設 装置 1 と装置 2 の間 監視場所 1）

第 1 回目 (6 月 20 日) 水温 18.5℃			備考
魚種	個体数	全長範囲 cm	
			採捕個体なし
第 2 回目 (8 月 22 日) 水温 23.5℃			備考
魚種	個体数	全長範囲 cm	
			採捕個体なし

A：池尻川（逸出防止装置施設 装置 2 と装置 3 の間 監視場所 2）

第 1 回目 (6 月 20 日)			備考
魚種	個体数	全長範囲 cm	
			採捕個体なし
第 2 回目 (8 月 22 日)			備考
魚種	個体数	全長範囲 cm	
ドジョウ	1	6.0	
ヨシノボリ	1	6.2	

A：池尻川（逸出防止装置施設 装置 3 下流 監視場所 3）

第 1 回目 (6 月 20 日)			備考
魚種	個体数	全長範囲 cm	
コクチバス	1	14.5	
コイ	1	10.2	
ドジョウ	7	7.0~10.0	
シマドジョウ	9	5.8~7.4	
ヨシノボリ	11	3.6~5.5	
スナヤツメ	1	14.9	
第 2 回目 (8 月 22 日)			
魚種	個体数	全長範囲 cm	

コイ	1	8.7	
アブラハヤ	4	4.4~7.4	
モツゴ	2	5.7~6.5	
ドジョウ	21	3.8~11.0	
シマドジョウ	6	5.4~7.3	
ヨシノボリ	10	4.6~6.3	

B：御小屋用水（逸出防止装置施設 装置1と装置2の間 監視場所1）

第1回目（6月20日）		水温 19.0℃	備考
魚種	個体数	全長範囲 cm	
ヨシノボリ	4	3.2~6.2	
第2回目（8月22日）		水温 25.3℃	備考
魚種	個体数	全長範囲 cm	
ヨシノボリ	11	2.5~6.2	

B：御小屋用水（逸出防止装置施設 装置2と装置3の間 監視場所2）

第1回目（6月20日）		備考	
魚種	個体数		全長範囲 cm
ヨシノボリ	2		3.2~4.5
第2回目（8月22日）		備考	
魚種	個体数		全長範囲 cm
ヨシノボリ	3		2.8~5.3

B：御小屋用水（逸出防止装置施設 装置3下流 監視場所3）

第1回目（6月20日）		備考	
魚種	個体数		全長範囲 cm
ヨシノボリ	14		3.2~4.4
第2回目（8月22日）		備考	
魚種	個体数		全長範囲 cm
ヨシノボリ	53		2.7~6.2

C：小丸山用水（逸出防止装置施設 装置1と装置2の間 監視場所1）

第1回目（6月20日）		水温 19.0℃	備考
魚種	個体数	全長範囲 cm	
ヨシノボリ	10	3.3~4.2	
第2回目（8月22日）		水温 25.3℃	備考
魚種	個体数	全長範囲 cm	
コクチバス	1	6.4	
ヨシノボリ	14	2.5~5.5	

C：小丸山用水（逸出防止装置施設 装置2と装置3の間 監視場所2）

第1回目 (6月20日)			備考
魚種	個体数	全長範囲 cm	
ヨシノボリ	1	3.7	
第2回目 (8月22日)			備考
魚種	個体数	全長範囲 cm	
ヨシノボリ	3	2.8~5.3	

C：小丸山用水 (逸出防止装置施設 装置3下流 監視場所3)

第1回目 (6月20日)			備考
魚種	個体数	全長範囲 cm	
ヨシノボリ	2	3.7~4.3	
第2回目 (8月22日)			備考
魚種	個体数	全長範囲 cm	
ヨシノボリ	53	2.8~5.3	

D：池尻川 (赤川合流点 上流)

第1回目 (6月20日)			水温 20.7℃	備考
魚種	個体数	全長範囲 cm		
アブラハヤ	5	6.8~10.8		
ドジョウ	1	8.2		備考
シマドジョウ	6	7.0~10.5		
ヨシノボリ	4	3.6~4.6		
第2回目 (8月22日)			水温 22.8℃	
魚種	個体数	全長範囲 cm		
コイ	1	6.2		
フナ	6	3.0~4.4		
モツゴ	2	5.5、5.5		
ウグイ	1	6.8		
アブラハヤ	12	2.6~11.6		
シマドジョウ	7	4.0~10.2		

E：池尻川 (関川合流点 上流)

第1回目 (6月20日)			水温 16.0℃	備考
魚種	個体数	全長範囲 cm		
				採捕個体なし
第2回目 (8月22日)			水温 18.5℃	備考
魚種	個体数	全長範囲 cm		
イワナ	2	8.2~22.6		
ヨシノボリ	2	5.0~6.3		

F：関川（池尻川合流点 付近）

第1回目（6月20日） 水温 15.6℃			備 考
魚 種	個体数	全長範囲 cm	
イワナ	7	6.0～26.6	
アブラハヤ	1	10.2	
第2回目（9月6日） 水温 20.8℃			備 考
魚種	個体数	全長範囲 cm	
イワナ	16	8.3～22.4	
ヤマメ	4	11.5～14.3	
ドジョウ	1	10.3	
ヨシノボリ	8	5.1～6.8	

G～H：関川（国道18号の橋～池尻川発電所調整池からの流出水合流点付近）

第1回目（6月20日） 水温 12.9℃			備 考
魚 種	個体数	全長範囲 cm	
イワナ	3	17.5～21.0	
第2回目（9月6日） 水温 20.0℃			備 考
魚 種	個体数	全長範囲 cm	
イワナ	9	7.1～12.5	水量が多く、大型個体の取り逃がしあり

7. 考察

6月20日の調査で池尻川の調査地点Aの監視場所3（逸出防止装置施設の直下）で、コクチバス1尾が採捕された（写真）。逸出防止装置の網は野尻湖漁業協同組合がごみの除去等の管理をしており、管理時にごみと一緒に逸出した可能性が考えられる。通常、調査地点Aの水量は水門の隙間から漏出する水が少量流れているのみで、逸出した個体が長期間生息できる環境ではないため、最近逸出したものと考えられる。

下流の池尻川D、E及び関川FからHではコクチバスは採捕されなかったこと、また、当日の水温から産卵期を過ぎたものと考えられる地点AからD、産卵が始まる水温であるE及びFでは目視においてもコクチバスの稚魚や産卵床は確認されなかったこと、Gについては産卵する水温より低いことから調査区域でコクチバスは再生産していないと考えられる。

8月22日の調査では調査地点Cの監視場所1で、コクチバス1尾が採捕された。全長から今年生まれた個体と考えられ、野尻湖から逸出したものと考えられるが、装置2、3の上流側であり、下流への逸出は防止できた。その他の地点ではコクチバスは採捕されず、逸出防止ができていると考える。前線による降雨で関川が増水し調査が困難であるため調査地点F～Hについては9月6日に延期した。

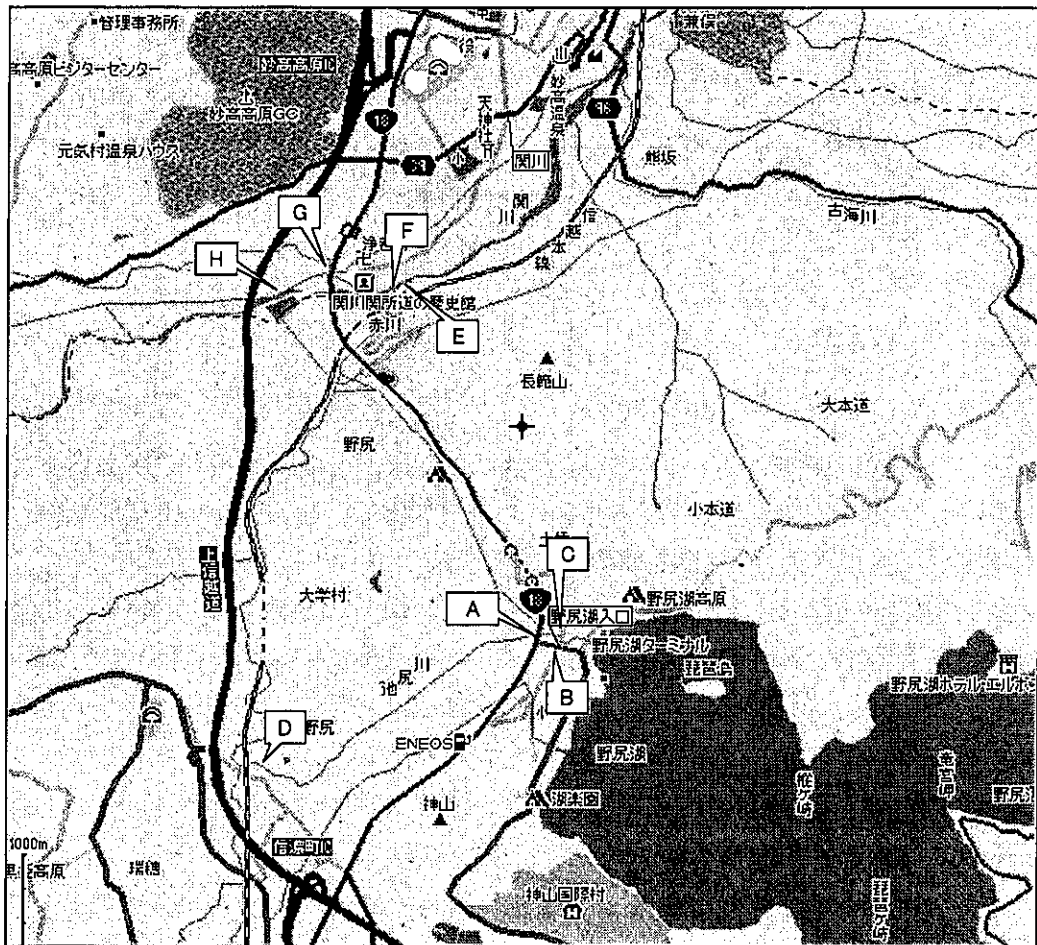
9月6日の調査地点FからHの調査では、コクチバスは採捕されなかった。6月調査時の関川はコクチバスの産卵水温に達していなかったが、水温が上がった今回の調査でもコクチバスが繁殖した形跡はなかった。

8 対応

装置管理時にコクチバスが逸出することがないように細心の注意を払って作業するとともに、引き続き逸出魚を速やか捕獲できるように電気ショッカーを使った監視を適切に実施するよう野尻湖漁協に要請した。

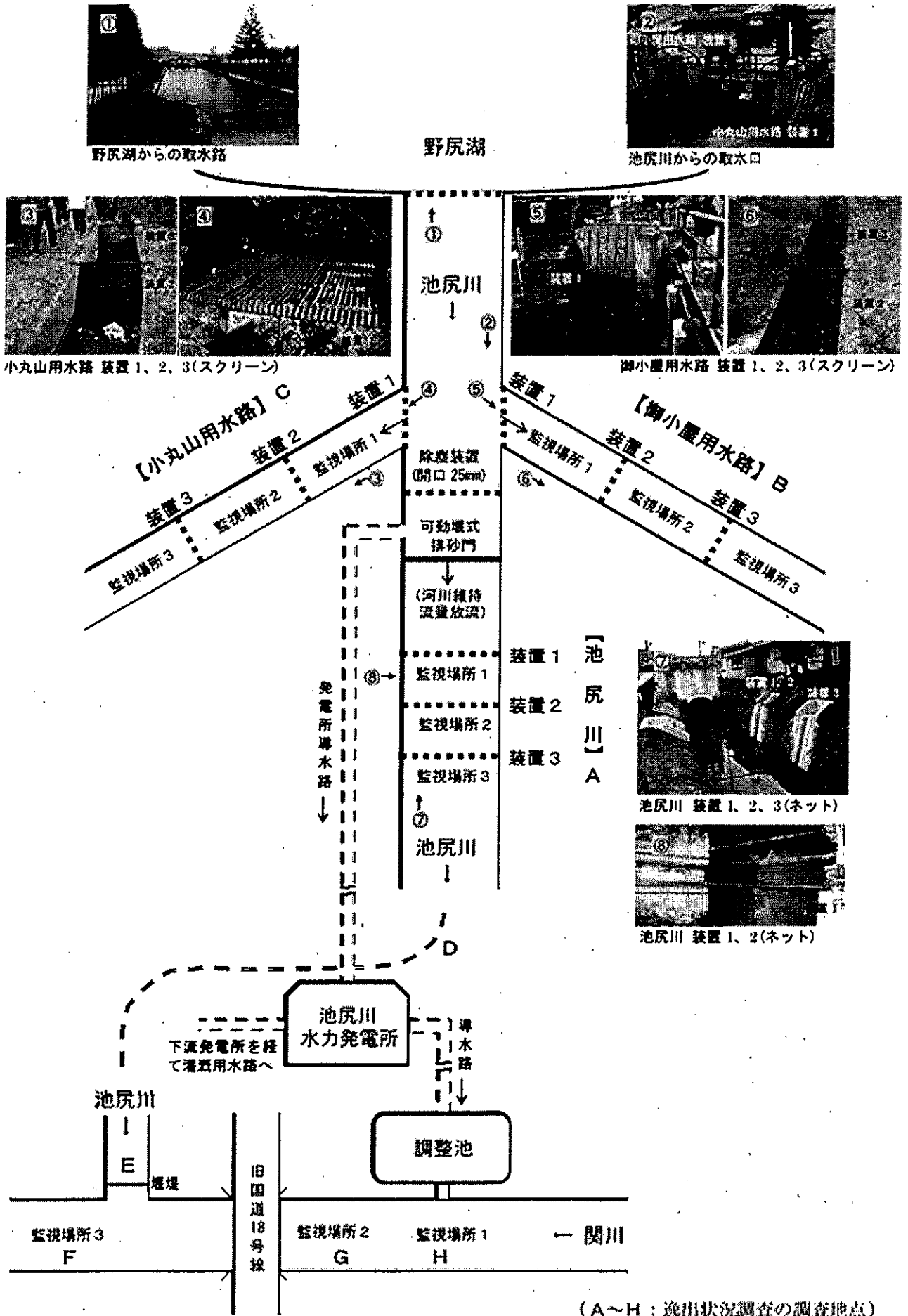


写真 採捕したコクチバス (左) 6月20日・地点A、(右) 8月22日・地点C



【図1 調査地点地図】

逸出防止施設等の概要



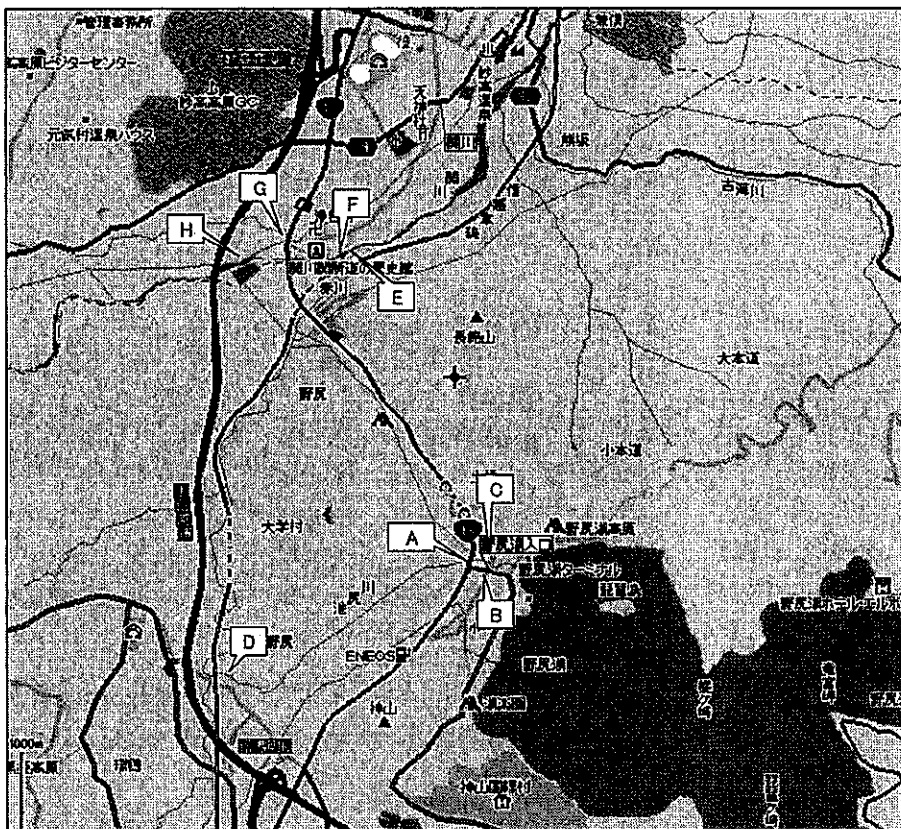
(A~H: 逸出状況調査の調査地点)

野尻湖外来魚逸出状況調査

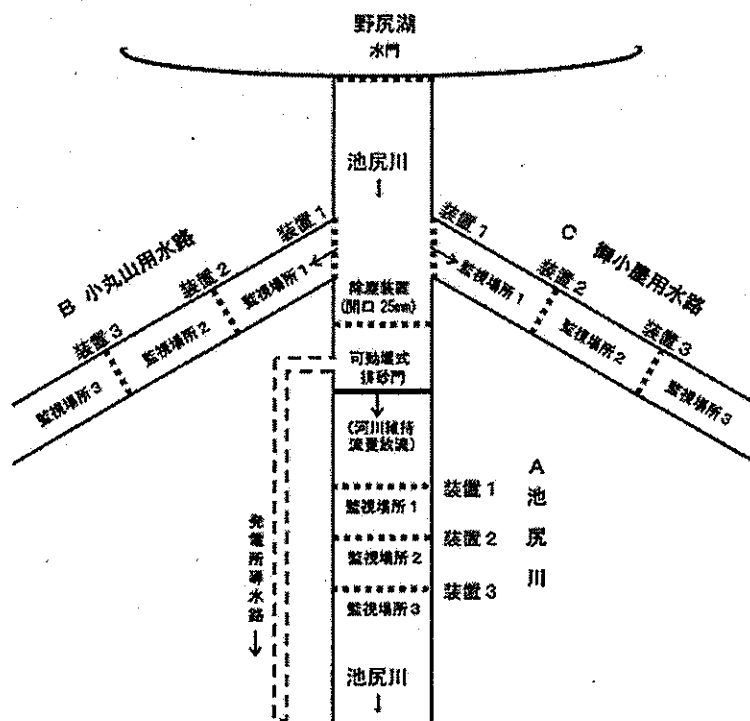
調査場所を写真で紹介

長野県内水面漁場管理委員会事務局

位置関係



調査地点 A、B、C

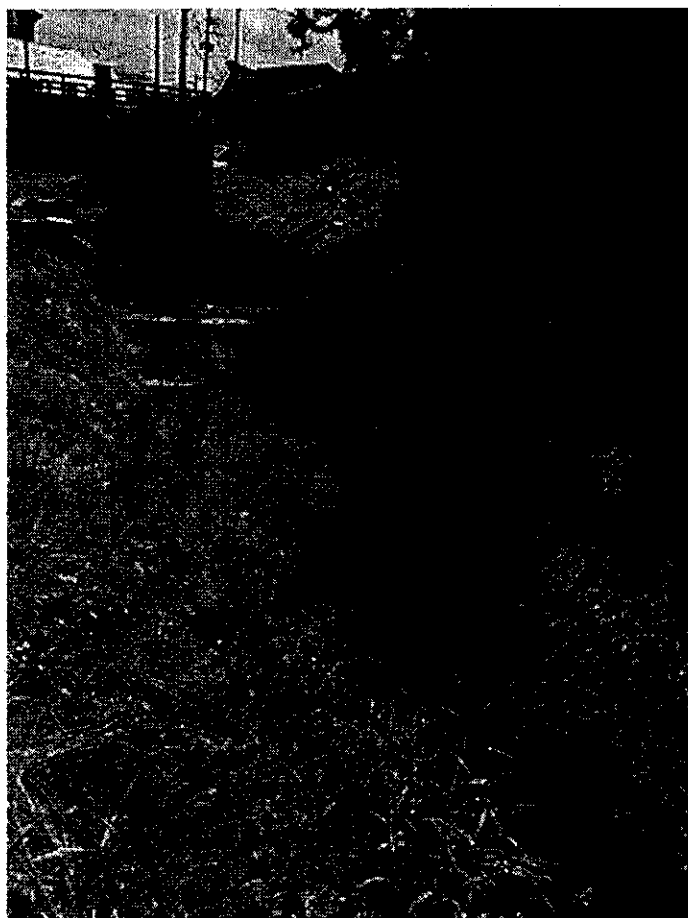


調査地点 A 池尻川

矢印の部分に逸出防止装置がある

監視場所

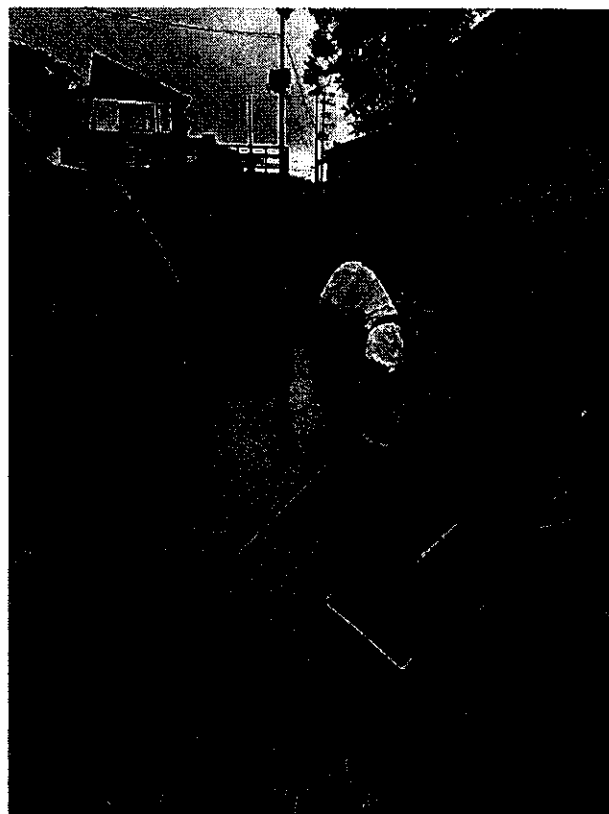
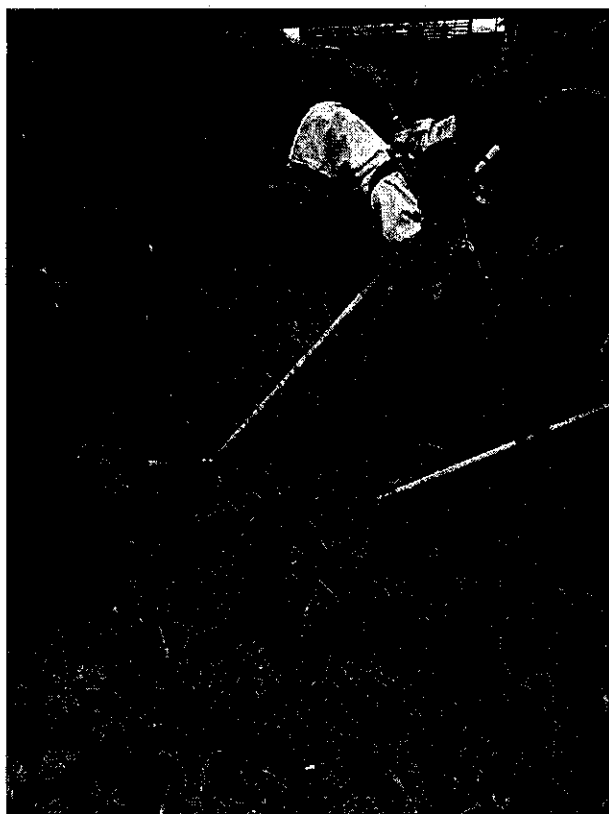
- 手前から1つ目矢印：3
- 1つ目と2つ目矢印間：2
- 2つ目と3つ目矢印間：1



調査地点 A (前のスライドの下流：監視場所 3)



調査地点 A 監視場所 3

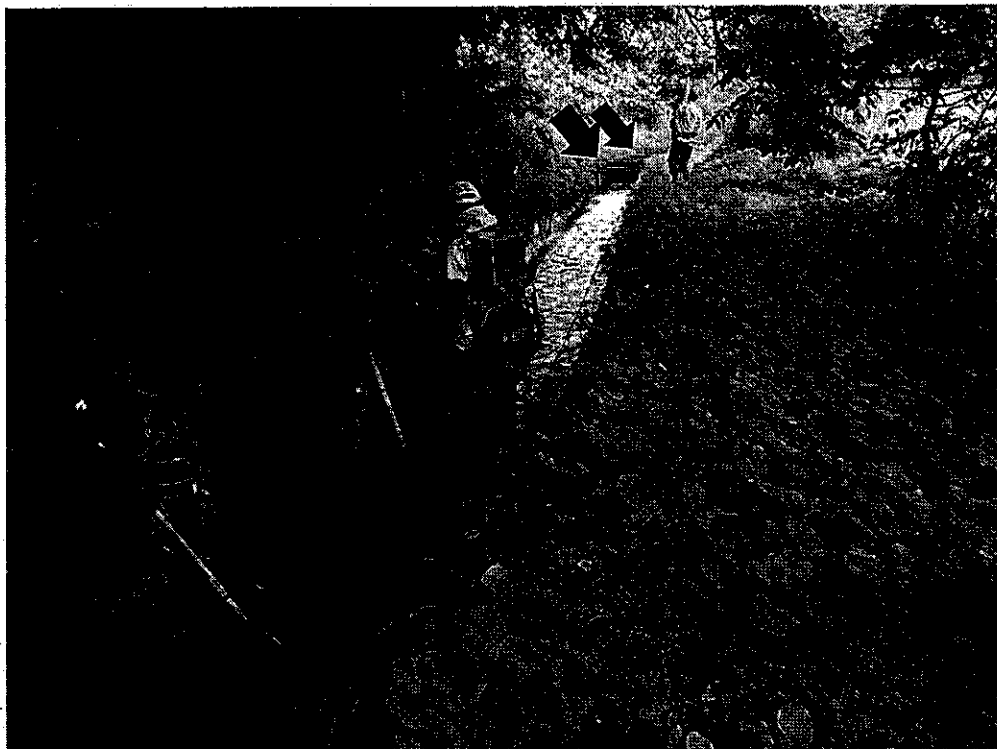


監視場所 3



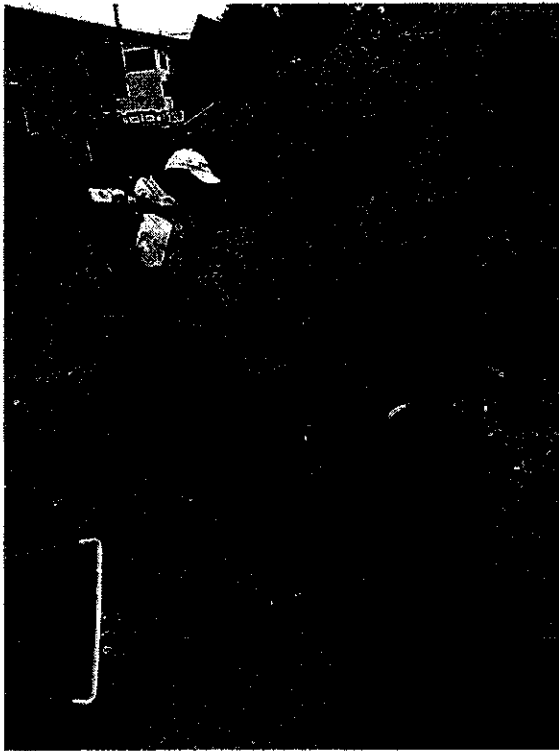
前方に見える網が逸出防止装置
3枚の網が張られており、その間が監視場所1、2

調査地点 B (小丸山用水) 監視場所 3

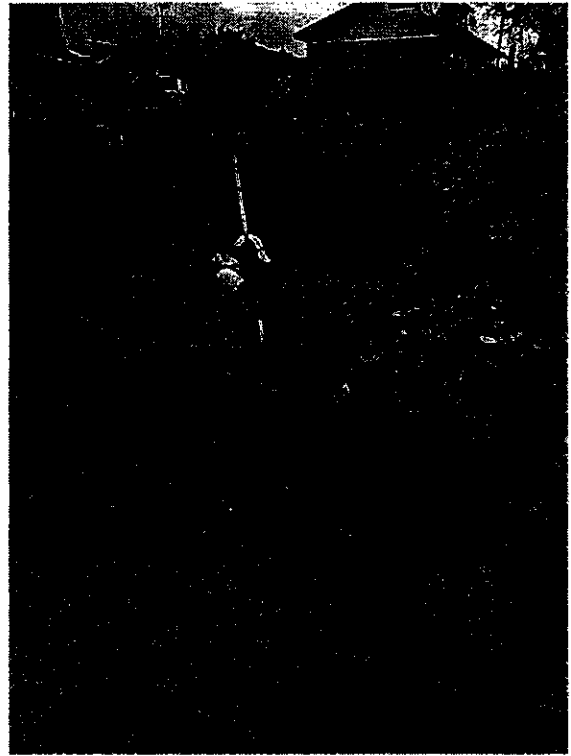


前方矢印が、逸出防止装置
スクリーンが2枚設置してあり、その間が監視場所1、2

調査地点 C (御小屋用水)



2枚のスクリーン（矢印）がある
手前から監視場所 3、2、1



左の写真の下流（監視場所 3）

調査地点 D (池尻川) 約100mの区間を調査)



調査地点 E



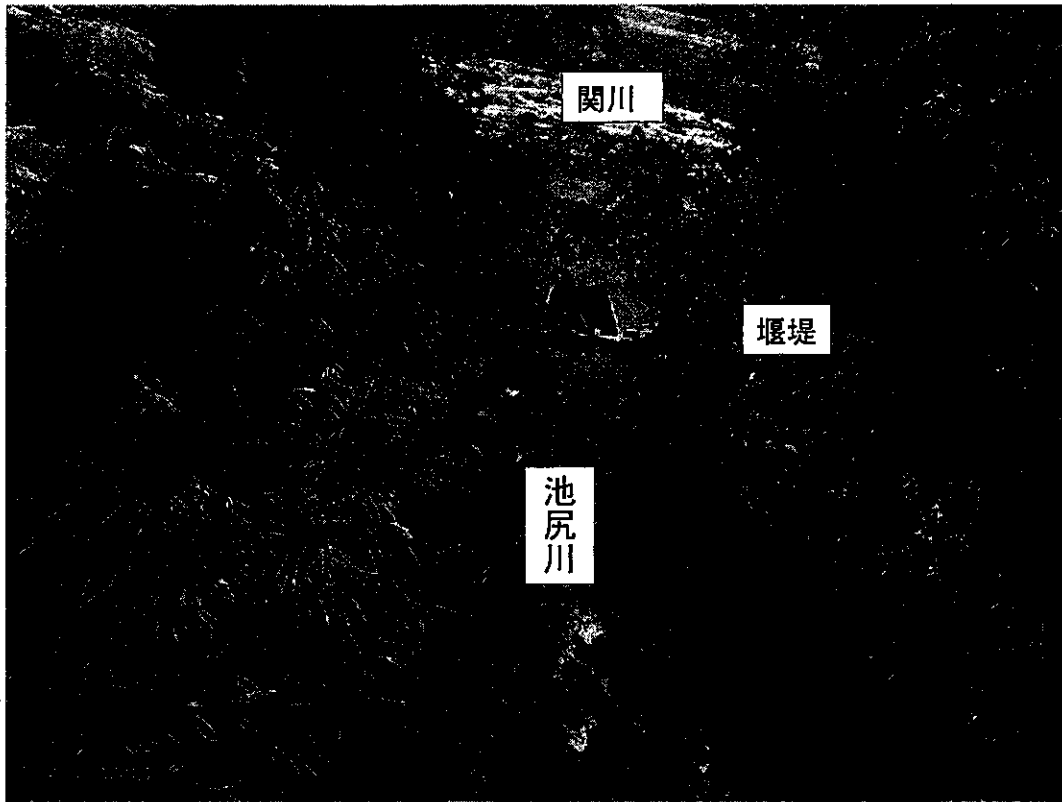
調査地点 E 池尻川

関川との合流点から2つ
目の堰堤まで約50m

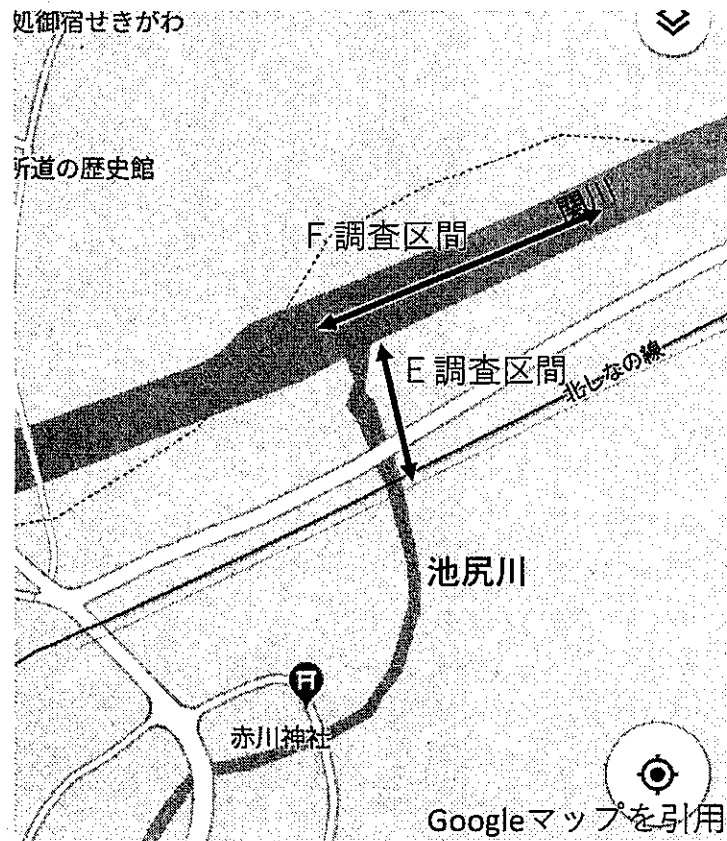
堰堤は魚類の遡上不可



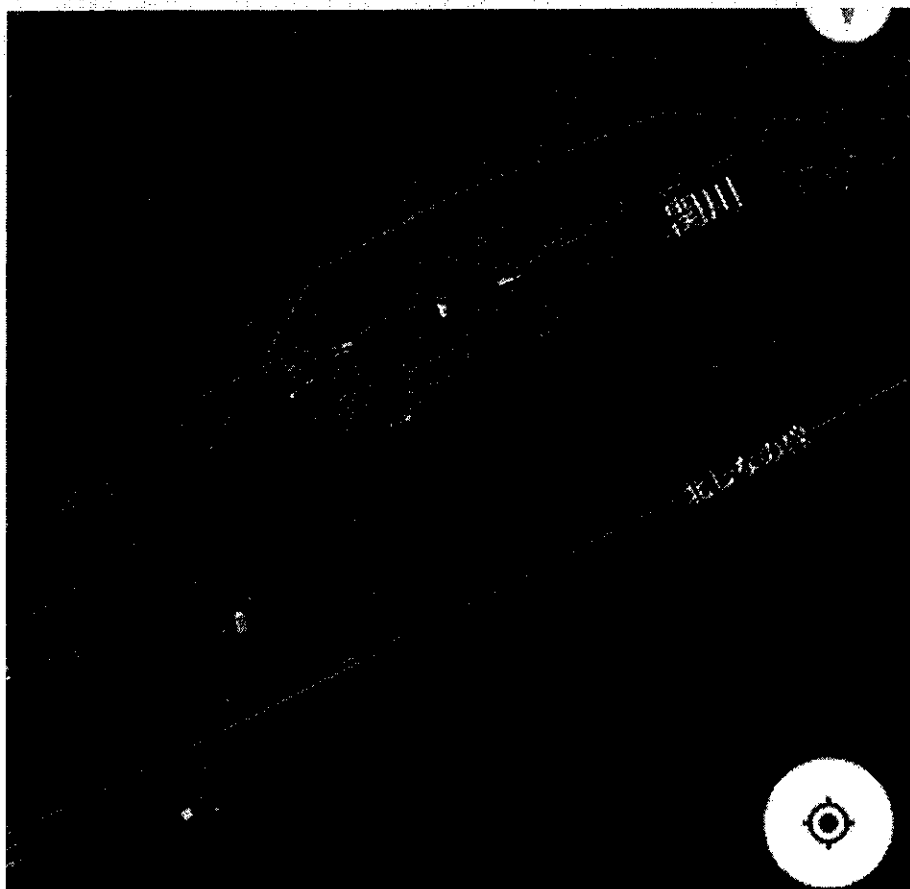
調査地点 E (橋の上から見たところ)



調査地点 F



調査地点 F 2つの分流

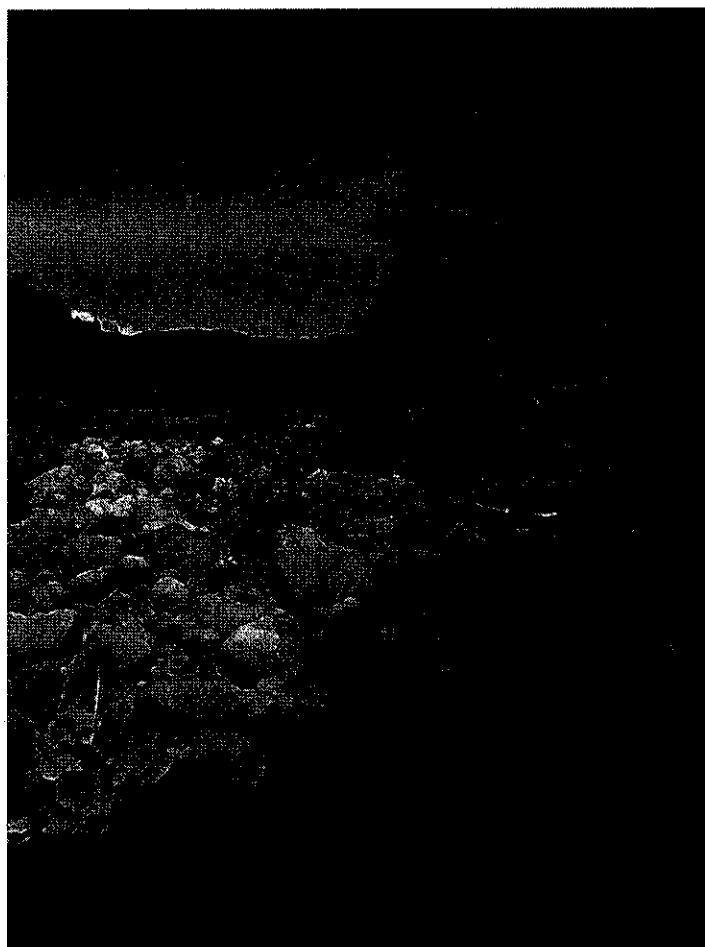


調査地点 F 関川

関川本流は2つの分流となっ
ている

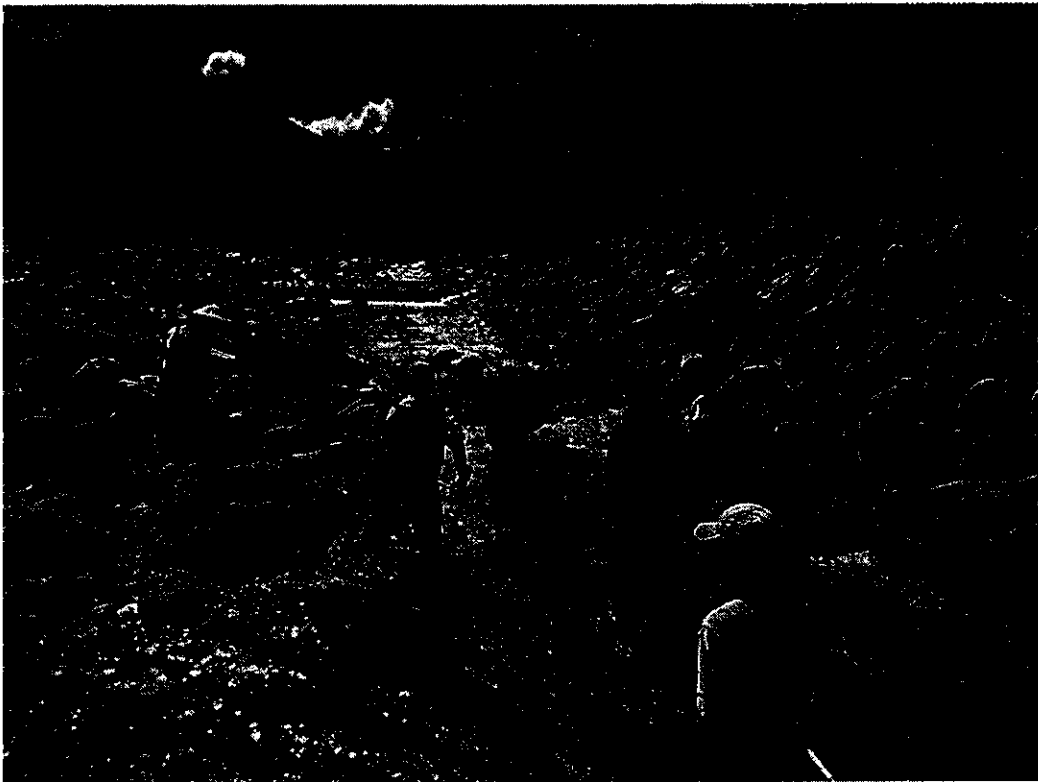
写真は右岸側の分流
矢印の場所で池尻川が合流

上流側から下流を見ている

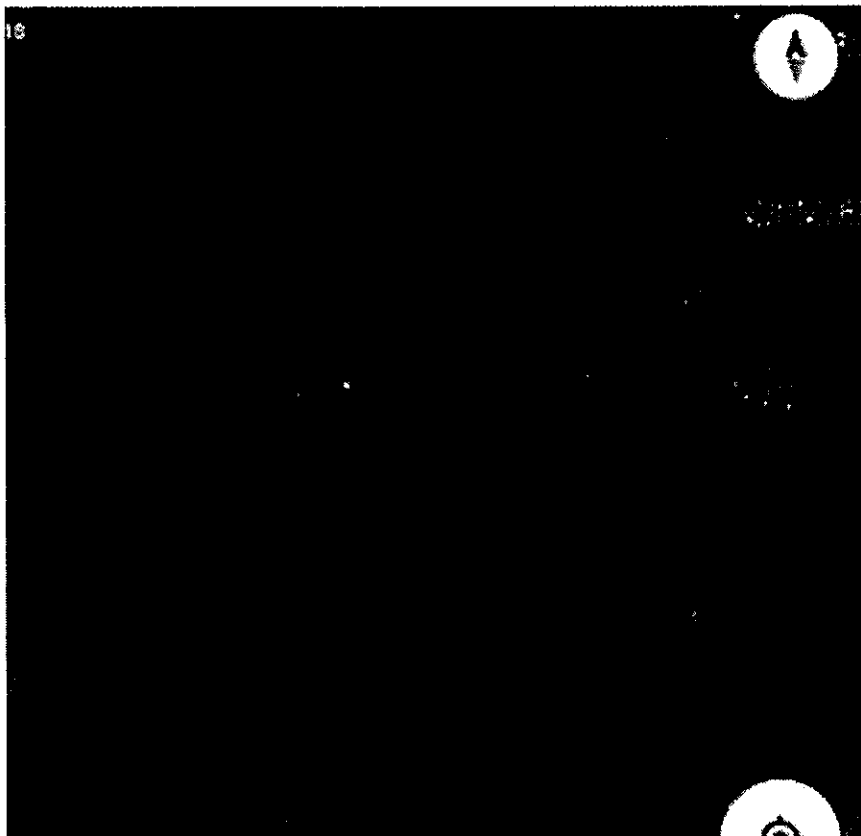


調査地点 F
関川

左岸側の分流
(下流側から上流を見ている)

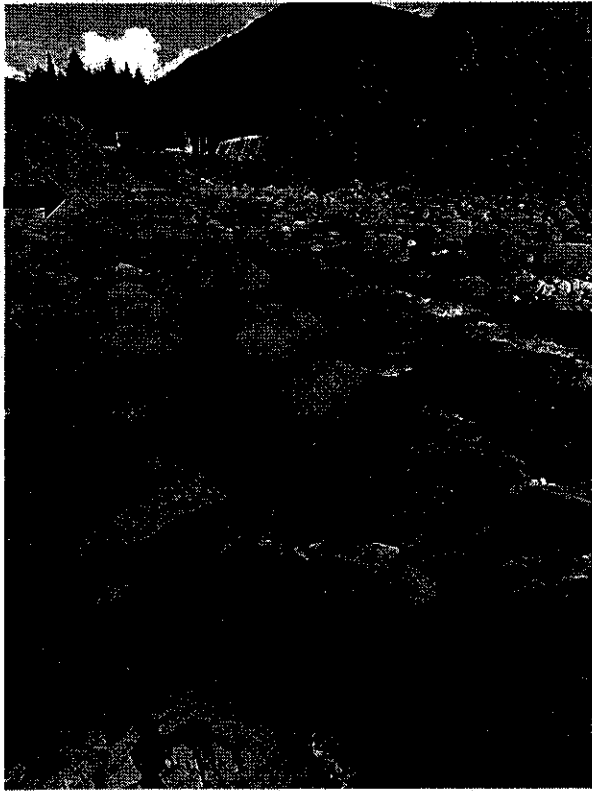


調査地点 G、H

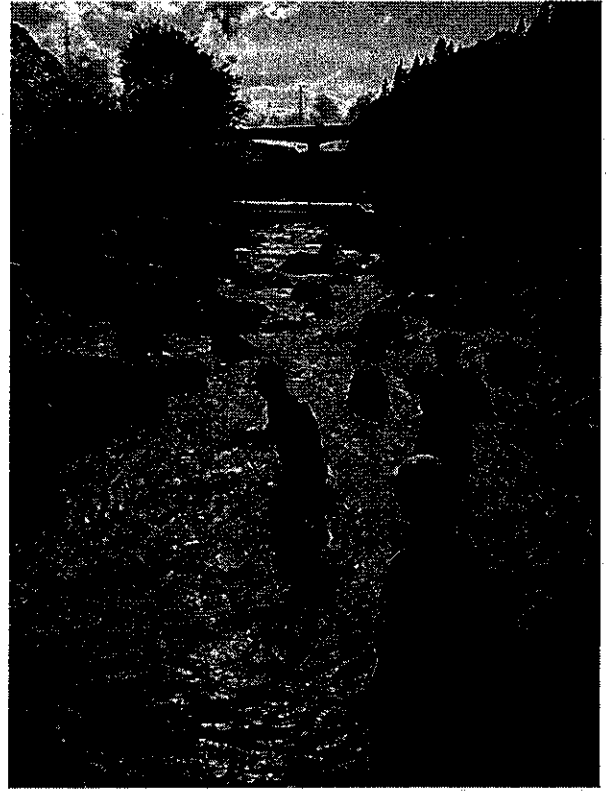


調査地点 G 関川 矢印が下流端と上流端

下流側



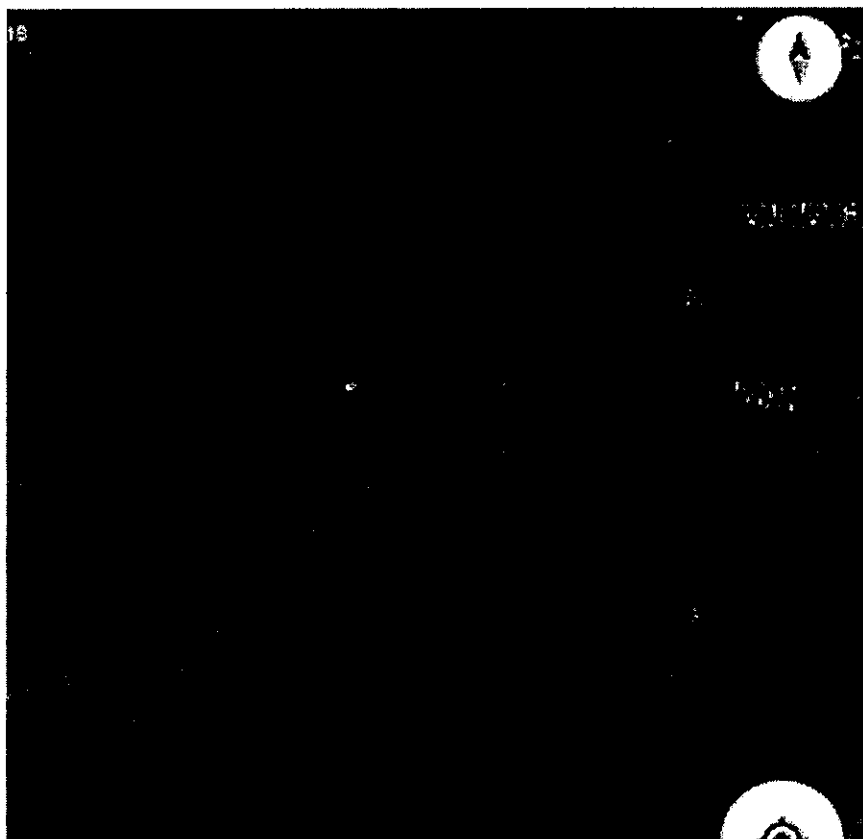
上流側



調査地点 G 関川 上流端

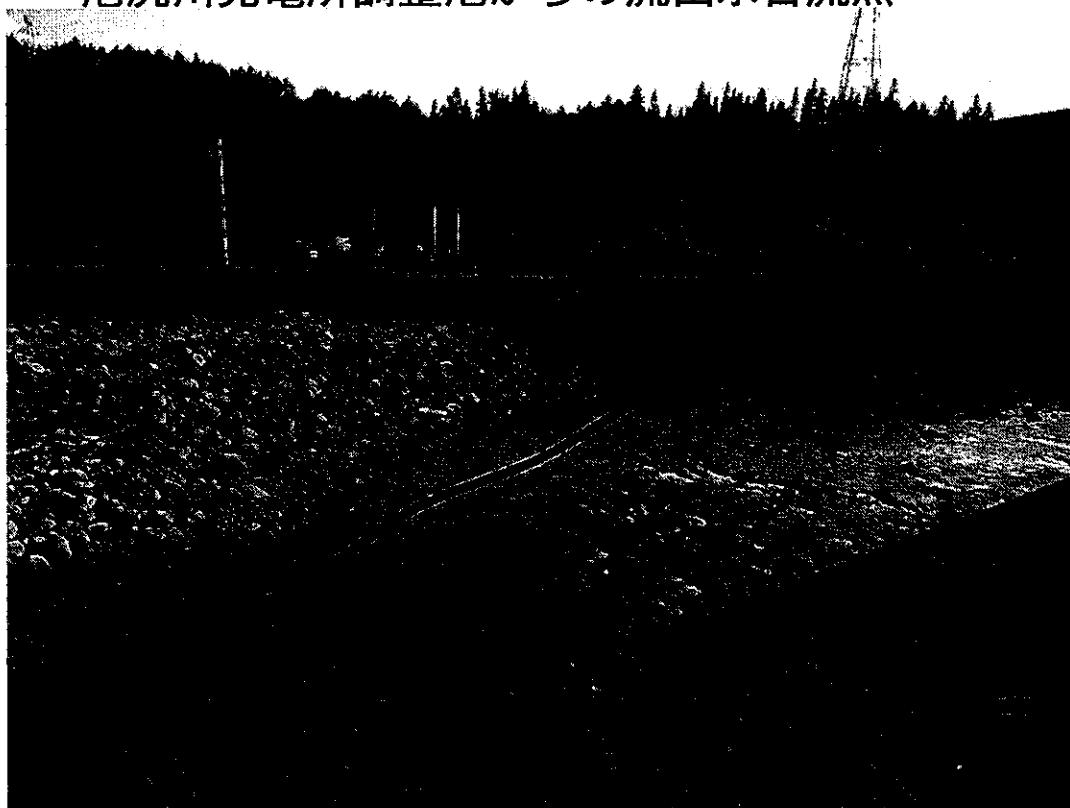


調査地点 G、H



調査地点 H

池尻川発電所調整池からの流出水合流点



新内漁第 4 号
令和元年 10 月 18 日

長野県内水面漁場管理委員会 会長 様

新潟県内水面漁場管理委員会
会長 大塚 修



野尻湖から関川へのコクチバス・オオクチバス逸出防止措置
の徹底について (依頼)

平成 31 年 3 月 11 日付け 30 漁管連第 14 号で新潟県妙高市の関川でコクチバスが確認され、野尻湖から逸出した可能性があるとの報告がありました。

当委員会では、全国に先駆けブラックバス類のリリースを禁止する指示を发出し、当県に生息する外来魚を徹底的に排除しているところですが、昨年調査で関川において野尻湖から逸出した可能性があるコクチバスが確認されたことは誠に遺憾であると考えております。

今後、野尻湖における逸出防止対策をさらに徹底し、流量が増水した場合にも対応ができるよう再発防止に努めるとともに、監視を強化していただくようお願いいたします。

新潟県内水面漁場管理委員会事務局
書記 小野
電話：025-280-5315 (直通)
FAX：025-283-0361